



宮 崎 県 公 報

令和 8 年 3 月 17 日 (火曜日) 号外 第 14 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

条 例

	頁		頁
○宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例…………… (デジタル推進課) 2		一部を改正する条例…………… (市町村課) 15	
○職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例…………… (人事課) 3		○宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例…………… (こども家庭課) 16	
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の		○宮崎県特定都市河川浸水被害対策法施行条例…………… (河川課) 16	
		○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… (建築住宅課) 16	
		○都市計画法施行条例の一部を改正する条例…………… (“ ”) 17	
		○宮崎県高等学校等教育改革促進基金条例…………… (教育庁) 17	

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 1 号)

1 改正の理由及び主な内容

行政手続のオンライン化を目的として、収入証紙以外の方法により納付している手数料等の電子納付や一部の申請等における登記事項証明書等の添付省略を可能とするため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (条例第 2 号)

1 改正の理由及び主な内容

船員の食事に要する費用を新たに旅費として支給するなど、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 3 号)

1 改正の理由及び主な内容

医療法及び薬剤師法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 4 号)

1 改正の理由及び主な内容

国が定める一時保護施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県特定都市河川浸水被害対策法施行条例 (条例第 5 号)

1 制定の理由及び主な内容

特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川等の指定を行うに当たり、同法に規定する雨水貯留浸透施設等の標識の設置基準を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 6 号)

- 1 改正の理由及び主な内容
県営住宅への子育て世帯の入居促進を図ることを目的として、期限付入居期間を延長するため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 都市計画法施行条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 改正の理由及び主な内容
市街化調整区域の立地基準について、予定建築物等の用途制限を緩和する等、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県高等学校等教育改革促進基金条例（条例第8号）

- 1 制定の理由及び主な内容
県立高等学校等における教育改革を推進するため、基金を設置することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第1号

宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年宮崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（電子情報処理組織による申請等） 第3条 [略] 2～4 [略]	（電子情報処理組織による申請等） 第3条 [略] 2～4 [略] 5 <u>第1項の規定により行う申請等のうち、当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料その他の歳入（以下この項において「手数料等」という。）の納付の方法が規定されているものにおける当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。</u> <u>（添付書面等の省略）</u> 第9条 県の機関は、申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、 <u>当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととすることができる。</u>
第9条 [略]	第10条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 2 号

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年宮崎県条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（職員の旅費に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の旅費に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（用語の意義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>県内旅行</u> 宮崎県内における旅行をいう。</p> <p>（2）<u>県外旅行</u> 県内旅行以外の本邦における旅行をいう。</p> <p>（3）<u>出張</u> 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。</p> <p>（4） [略]</p> <p>（5）<u>帰住</u> 職員が死亡した場合において、その職員の遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p>（6）<u>扶養親族</u> 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p> <p>（7） [略]</p> <p>2 この条例で「何何地」という場合には、市町村の地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、在勤公署から 8 キロメートル以内の地域をいうものとする。</p> <p>（旅費の支給）</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。</p> <p>（1）職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下退職等という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合及び法第 28 条第 4 項又は第 29 条の規定により退職等となった場合を除く。）には、当該職員</p> <p>（2）職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合においては、当該職員の遺族</p> <p>（3） [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>出張</u> 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。</p> <p>（2） [略]</p> <p>（3）<u>帰住</u> 職員が死亡した場合において、その職員の遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p>（4）<u>家族</u> 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。</p> <p>（5） [略]</p> <p>（6）<u>旅行役務提供者</u> 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号。以下この条において「政令」という。）第 2 条第 1 項に規定する者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、県と旅行役務提供契約（政令第 2 条第 2 項に規定するものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 6 項において同じ。）を締結したものをいう。</p> <p>（旅費の支給）</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>（1）職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下この号、第 16 条の 2 及び第 21 条において「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合及び法第 28 条第 4 項又は第 29 条の規定により退職等となった場合を除く。）には、当該職員</p> <p>（2）職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p>（3） [略]</p> <p>3 [略]</p>

4 前各項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で次の各号に規定する額を旅費として支給することができる。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館、その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻しをとったにもかかわらず払戻しを受けることができなかつた額。但し、その額は、その支給を受ける者が当該旅行についてこの条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の額をそれぞれこえることができない。

(2) 赴任に伴う家財の移転のため支払った金額で、当該旅行についてこの条例により支給を受けることができた移転料の3分の1に相当する額の範囲内の額

5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他任命権者が知事と協議して定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に規定する額を旅費として支給することができる。

(1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下切符類という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するためこの条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

（旅行命令等）

第4条 職員の旅行は、当該職員の任命権者又はその委任を受けた者（以下旅行命令権者という。）の発する旅行命令によって行うものとし、前条第3項に規定する旅行については、その旅行の依頼をなす者（以下旅行依頼者という。）においても当該職員に対し、旅行の依頼（以下旅行依頼という。）をなすものとする。

2 旅行命令権者又は旅行依頼者（以下旅行命令権者等という。）は電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、且つ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令又は旅行依頼（以下旅行命令等という。）を発することができる。

3 旅行命令権者等は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む、以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定によ

4 前各項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合のほか、次に掲げる場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で任命権者が知事と協議して定める額を旅費として支給することができる。

(1) 第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第17条第1項、第19条第1項及び第21条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中の天災のほか、次に掲げる事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で任命権者が知事と協議して定める額を旅費として支給することができる。

(1) 交通事故その他の当該旅費の支給を受けることができる者の責めに帰することができない事情

(2) 前項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

6 第1項から第4項までに規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 職員の旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行うものとし、前条第3項に規定する旅行については、その旅行の依頼をなす者（以下「旅行依頼者」という。）においても当該職員に対し、旅行の依頼（以下「旅行依頼」という。）をなすものとする。

2 旅行命令権者又は旅行依頼者（以下「旅行命令権者等」という。）は電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発することができる。

3 旅行命令権者等は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、

る旅行者の申請に基きこれを変更することができる。

4 旅行命令権者等が旅行命令等を発し、又はこれを変更するには旅行命令書（当該旅行命令書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第13条において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令書に当該旅行に関する事項の記載若しくは記録をし、これを提示するいとまがない場合又は知事が特に認める場合においては、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令書を提示しなかった場合（旅行命令書を提示するいとまがない場合に限る。）には、できるだけ速やかに旅行命令書に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 前2項の旅行命令書の提示については、宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年宮崎県条例第47号）第4条の規定は、適用しない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者等に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者等に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 [略]

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

その変更をすることができる。

4 旅行命令権者等は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書（当該旅行命令書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第9条において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令書に当該事項の記載若しくは記録をするいとまがない場合又は知事が特に認める場合においては、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令書に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令書に同項に定める事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知しなければならない。

6 前2項の旅行命令書の通知については、宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年宮崎県条例第47号）第4条の規定は、適用しない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者等に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者等に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 [略]

（旅費の種目及び内容）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、船員食料費、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、第10条から第19条までに定めるところによる。

12 第24条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を旅費として支給することができる。

（旅費計算）

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除く外、旅行のため現に要した日数による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについては1日の割合をもって通算した日数をこえることができない。

2 前項但書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときはこれを1日とする。

3 第3条第2項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項但書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 旅行者が用務地である同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して、滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をその定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地域に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 削除

第11条 1日の旅行において旅行雑費又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には額の多い方の定額による旅行雑費又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びその以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下支出命令者等という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2～6 [略]

（旅費計算）

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第8条 移動中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

（旅費の請求手続）

第9条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2～6 [略]

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は

(鉄道賃)

第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
- (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

(船賃)

第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、最も下級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (4) 第2号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号の規定に該当する場合において同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、同号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

記録事項その他必要な事項は、知事が定める。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道並びに任命権者が知事と協議して定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及び任命権者が知事と協議して定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2

<p><u>（車賃）</u></p> <p>第17条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、<u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額</u>の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合においては、<u>実費額</u>によることができる。</p> <p>2 旅行命令権者の承認を受けて自家用車を利用して旅行する場合の車賃の額は、前項の規定にかかわらず、1キロメートルにつき17円とする。</p> <p>3 車賃は、前2項の規定による路程ごとに全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</p> <p>4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p><u>（旅行雑費）</u></p> <p>第18条 旅行雑費の額は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 県内旅行 200円</p> <p>(2) 県外旅行 1,100円（宮崎県以外の地域に所在する公署に勤務する職員が当該公署の所在する同一地域内を旅行する場合にあつては、1,550円）</p> <p><u>（宿泊料）</u></p> <p>第19条 宿泊料の額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、<u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。</u></p>	<p>条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及び任命権者が知事と協議して定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 座席指定料金</p> <p>(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</p> <p><u>（その他の交通費）</u></p> <p>第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</p> <p>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</p> <p>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用（次号に掲げる費用を除く。）</p> <p>(4) 職員が自家用自動車（あらかじめ旅行命令権者の承認を受けたものに限る。）を利用する移動に要する費用</p> <p>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第4号に掲げる費用の額は、<u>実費額</u>とする。ただし、やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、<u>路程1キロメートルにつき18円とし、全路程を通算（1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。）して計算した額とする。</u></p> <p><u>（宿泊費）</u></p> <p>第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。第26条において「旅費法」という。）の規定の適用を受ける国家公務員について国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が知事と協議して定める場合には、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p>
--	---

(食卓料)

第20条 食卓料の額は、別表第1のとおりとする。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による交通費（第19条において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、前項の規定にかかわらず、第1項で定める定額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(船員食料費)

第16条の2 船員食料費は、船員（日本船舶等（船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する日本船舶又は船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第1条に規定する船舶をいう。以下この条において同じ。）に乗組み主として海上勤務に従事する職員をいう。以下この条において同じ。）の食事に要する費用とし、その額は、乗船した日から下船した日までの期間（公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し旅行した期間及びその他任命権者が知事と協議して定める期間を除く。）において1日につき、別表に定める額とする。ただし、必要があると認める場合には、別表に定める額の範囲内において、現物をもって支給することができる。

2 船員食料費は、1航海ごと又は1か月以内に区切った期間ごとに支給するものとする。

3 船員が乗船中に退職等となった場合には、当該発令後最初の本邦の寄港地に到着する日までの期間について、船員食料費を支給する。

4 前項の場合において、定係港（日本船舶等が通常停泊し、又は係留する港をいい、その港の区域は、船員法第1条第2項第2号の港の区域の特例に関する政令（昭和23年政令第164号）に基づく定めのあるものを除き、港則法施行令（昭和40年政令第219号）第1条に規定する区域とする。以下この項及び別表において同じ。）以外の地に下船したときは、法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった者を除き、出張の例に準じ、下船した地から定係港に旅行するものとして計算した旅費を支給する。

5 船員以外の職員で、観測、調査、試験、実習指導、漁業取締等の業務に従事するため乗船を命ぜられたものには、前各項に規定する旅費を支給する。

6 船員食料費を支給する場合（第1項ただし書の規定により現物をもって支給する場合を含む。）には、前条第1項から第3項までの規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（移転料）

第21条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異るときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

（着後手当）

第22条 着後手当の額は、第18条各号に定める旅行雑費定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表第1の宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）

第23条 扶養親族移転料の額は、次に掲げる額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い次に規定する額の合計額
 - ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額
 - イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額
 - ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第21条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない

（転居費）

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定した額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他任命権者が知事と協議して定めるものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額（当該運送に要する額が運送業者に依頼したものと第1号の規定により算定した額を超える場合にあっては、当該額）とする方法

2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県の負担による支給が適当でない費用として任命権者が知事と協議して定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後滞在費）

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

(3) 第1号アからウまでの規定により旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして前項の規定を適用する。

(日額旅費)

第24条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、船員(船舶に乘組み主として海上勤務に従事する職員をいう。以下同じ。)及び船員以外の職員で船舶に乘船を命ぜられたものが行う旅行のうち、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて任命権者が知事と協議して指定するものとする。

2 前項に規定する日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、必要に応じ任命権者が知事と協議して別に定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準を超えることはできない。

第25条 削除

(同一地域内旅行の旅費)

第26条 同一地域内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、赴任を命ぜられた職員が、職員のための県が設立した宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ住所又は居所を移転した場合には、別表第2の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額(扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額)の移転料を支給する。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 同一地域内における旅行(県外旅行に限る。)については、第1項に定めるもののほか、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。

(退職者等の旅費)

第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下退職等を知った日という。)にいた地までの旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第20条 同一市町村内(東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内)における在勤公署の変更に伴う旅行については、任命権者が指定する宿舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費(退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行に係るものに限る。)とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第

（遺族の旅費）

第28条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

（1） 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費

（2） 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第23条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

（旅費の調整）

第29条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合においては、不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 [略]

（旅費の特例）

第30条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年4月法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年9月法律第100号）第47条の規定に該当する事由がある場合においてこの条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例

1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第22条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

（1） 職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

（2） 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（旅費の支給額の上限）

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号（第13条第1項第3号のうち任命権者が知事と協議して定める費用及び同条第4号を除く。）に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費（第13条第1項第3号のうち任命権者が知事と協議して定める費用及び同条第4号を除く。）、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第14条、第15条、第17条、第18条及び第19条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第24条 任命権者は、旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合においては、不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 [略]

（旅費の特例）

第25条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法第47条の規定に該当する事由がある場合においてこの条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基

の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(外国旅行の旅費)

第31条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第22号)による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に規定する国家公務員の外国旅行の旅費を基準として知事が定める。

第32条 [略]

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に次の別表を加える。

別表(第16条の2関係)

区分	船員食料費
第1区及び定係港内	1,120円
第2区、第3区及び第4区	1,321円

備考

この表において、「第1区」とは本邦又は東経127度北緯22度、東経135度北緯30度、東経143度北緯32度、東経146度30分北緯40度、東経150度北緯44度、東経146度北緯48度、東経140度北緯48度、東経135度北緯40度、東経130度北緯38度、東経126度北緯34度、東経126度北緯30度、東経122度北緯27度及び東経122度北緯22度の諸点を、順次に直線で結んでできる折線の内側の区域(定係港の区域及び外国の沿岸より3海里以内の区域を除く。)をいい、「第2区」とは東は東経175度、西は同110度、南は北緯21度、北は同51度の各線の内側の区域(第1区及び定係港の区域を除く。)をいい、「第3区」とは東は東経175度、西は同94度、南は南緯11度、北は北緯21度の各線の内側の区域(トンキン湾を含む。)及び東は東経175度、西は同134度、南は北緯51度、北は同63度の各線の内側の区域をいい、「第4区」とは第1区、第2区、第3区及び定係港の区域以外の区域をいう。

第6条を次のように改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第6条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年宮崎県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(17) [略]	(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(17) [略]
(特殊現場作業手当) 第14条 [略]	(特殊現場作業手当) 第14条 [略]
2 前項の手当の額は、 <u>別表</u> に定める額とする。	2 前項の手当の額は、 <u>別表第1</u> に定める額とする。
	(船員作業手当) 第20条 <u>船員作業手当は、船員(船舶に乗組み主として海上勤務に従事する職員をいう。)が、航海中の船舶において次に掲げる業務に従事したとき、従事日数に応じて支給する。</u> (1) <u>船長業務</u>

準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(外国旅行の旅費)

第26条 外国旅行の旅費については、旅費法の規定の適用を受ける国家公務員の例により算出した額とする。

(旅費の返納)

第27条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が知事と協議して定める。

第28条 [略]

(手当額の特例)

第20条 [略]

(重複支給の排除)

第21条 特殊勤務手当の支給を受ける職員が、同一勤務日に特殊勤務手当の支給対象となる2以上の業務に従事した場合には、それらの業務に係る特殊勤務手当のうちその額が最高のもの（その額が同額である場合はいずれか一）に限り支給する。ただし、第11条に規定する特殊勤務手当は、他の特殊勤務手当と重複して支給することができる。

第22条・第23条 [略]

別表 (第14条関係)

[略]

- (2) 船舶の運航業務
- (3) 主機関の運転業務
- (4) 船上作業に付随する庶務関係業務
- (5) 無線通信業務
- (6) その他これらに類するものとして知事が認める業務

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき、別表第2に定める額とする。

(手当額の特例)

第21条 [略]

2 第20条第1項の規定による特殊勤務手当の支給される業務で、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 目的地が第1区にあり、かつ第20条第1項の規定による業務に従事した時間が1日について5時間に満たない場合 同条第1項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額
- (2) 目的地が第1区にあり、かつ定係港（船舶が通常停泊し、又は係留する港をいい、その港の区域は、船員法（昭和22年法律第100号）第1条第2項第2号の港の区域の特例に関する政令（昭和23年政令第164号）に基づく定めのあるものを除き、港則法施行令（昭和40年政令第219号）第1条に規定する区域とする。以下同じ。）出港の日から同港に入港の日までの期間が51日以上にわたる場合 第1区定額と第2区定額の差額を第1区定額に加算した額
- (3) 目的地が第2区、第3区又は第4区の区域にある場合 最後に本邦の港を出港した日から目的地を経て最初に本邦の港に入港した日までの期間のうち、第20条第1項の規定による業務に従事した日については、その定額
- (4) 同一の日において、定額を異にする事由が生じた場合 額の多い方の定額
- (5) 第3号の規定による同一航海において、目的地の区分を異にする事由が生じた場合 額の多い方の定額

(重複支給の排除)

第22条 特殊勤務手当の支給を受ける職員が、同一勤務日に特殊勤務手当の支給対象となる2以上の業務に従事した場合には、それらの業務に係る特殊勤務手当のうちその額が最高のもの（その額が同額である場合はいずれか一）に限り支給する。ただし、第11条及び第20条に規定する特殊勤務手当は、他の特殊勤務手当と重複して支給することができる。

第23条・第24条 [略]

別表第1 (第14条関係)

[略]

別表第2 (第20条関係)

目的地の区分	支給額
第1区	750円
第2区	1,130円
第3区	1,410円
第4区	2,120円

備考

1 この表において、「第1区」とは本邦又は東経 127度北緯22度、東経 135度北緯30度、東経 143度北緯32度、東経 146度30分北緯40度、東経 150度北緯44度、東経 146度北緯48度、東経 140度北緯48度、東経 135度北緯40度、東経 130度北緯38度、東経 126度北緯34度、東経 126度北緯30度、東経 122度北緯27度及び東経 122度北緯22度の諸点を、順次に直線で結んでできる折線の内側の区域（定係港の区域及び外国の沿岸より3海里

以下の区域を除く。)をいい、「第2区」とは東は東経 175度、西は同 110度、南は北緯21度、北は同51度の各線の内側の区域(第1区及び定係港の区域を除く。)をいい、「第3区」とは東は東経 175度、西は同94度、南は南緯11度、北は北緯21度の各線の内側の区域(トンキン湾を含む。)及び東は東経 175度、西は同 134度、南は北緯51度、北は同63度の各線の内側の区域をいい、「第4区」とは第1区、第2区、第3区及び定係港の区域以外の区域をいう。

2 第20条第1項の規定の業務に係る船舶が前項に規定する第2区の区域にある港を定係港とする場合、この表における「第1区」とは定係港の境界から 200海里以内の区域をいい、「第2区」とは東は東経 175度、西は同 110度、南は北緯21度、北は同51度の各線の内側の区域(第1区及び定係港の区域を除く。)をいうものとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合には、なお従前の例による。	3 新条例第3条第2項及び第16条の2第3項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合(第16条の2第3項の規定にあっては、退職等となった場合。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合には、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第3号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例(平成11年宮崎県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 医療法(昭和23年法律第 205号)による病院若しくは診療所又は医療法人に関する次の事務及び病院等の人員及び施設の基準等に関する条例(平成24年宮崎県条例第52号)に基づく事務 (1)～(3) [略] (4) 第6条の3第6項の規定による報告の徴収又は是正命令に関すること。 (5)～(32) [略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13の5 薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号)による次の事務 (1)～(3) [略] (4)～(8) [略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町 村	[略]		10 医療法(昭和23年法律第 205号)による病院若しくは診療所又は医療法人に関する次の事務及び病院等の人員及び施設の基準等に関する条例(平成24年宮崎県条例第52号)に基づく事務 (1)～(3) [略] (4) 第6条の3第6項の規定による報告の徴収又は是正命令に関すること。 (5)～(32) [略]	[略]	[略]		13の5 薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号)による次の事務 (1)～(3) [略] (4)～(8) [略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 医療法(昭和23年法律第 205号)による病院若しくは診療所又は医療法人に関する次の事務及び病院等の人員及び施設の基準等に関する条例(平成24年宮崎県条例第52号)に基づく事務 (1)～(3) [略] (4) 第6条の3第8項の規定による報告の徴収又は是正命令に関すること。 (5)～(32) [略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13の5 薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号)による次の事務 (1)～(3) [略] (4) 第6条第2項の規定による申請の受理に関すること。 (5)～(9) [略] (10) 第10条第3項の規定による免許証の返</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町 村	[略]		10 医療法(昭和23年法律第 205号)による病院若しくは診療所又は医療法人に関する次の事務及び病院等の人員及び施設の基準等に関する条例(平成24年宮崎県条例第52号)に基づく事務 (1)～(3) [略] (4) 第6条の3第8項の規定による報告の徴収又は是正命令に関すること。 (5)～(32) [略]	[略]	[略]		13の5 薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号)による次の事務 (1)～(3) [略] (4) 第6条第2項の規定による申請の受理に関すること。 (5)～(9) [略] (10) 第10条第3項の規定による免許証の返	[略]
事 務	市 町 村																				
[略]																					
10 医療法(昭和23年法律第 205号)による病院若しくは診療所又は医療法人に関する次の事務及び病院等の人員及び施設の基準等に関する条例(平成24年宮崎県条例第52号)に基づく事務 (1)～(3) [略] (4) 第6条の3第6項の規定による報告の徴収又は是正命令に関すること。 (5)～(32) [略]	[略]																				
[略]																					
13の5 薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号)による次の事務 (1)～(3) [略] (4)～(8) [略]	[略]																				
事 務	市 町 村																				
[略]																					
10 医療法(昭和23年法律第 205号)による病院若しくは診療所又は医療法人に関する次の事務及び病院等の人員及び施設の基準等に関する条例(平成24年宮崎県条例第52号)に基づく事務 (1)～(3) [略] (4) 第6条の3第8項の規定による報告の徴収又は是正命令に関すること。 (5)～(32) [略]	[略]																				
[略]																					
13の5 薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号)による次の事務 (1)～(3) [略] (4) 第6条第2項の規定による申請の受理に関すること。 (5)～(9) [略] (10) 第10条第3項の規定による免許証の返	[略]																				

[略]	納の受理に関すること。 [略]
-----	--------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 4 号

宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和 7 年宮崎県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（児童指導員の資格）</p> <p>第 22 条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4）～（10） [略]</p> <p>2 前項第 1 号の指定は、<u>児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）別表第 1</u>に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（児童指導員の資格）</p> <p>第 22 条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p><u>（3）の 2 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 5 条の 2 の 8 に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>（4）～（10） [略]</p> <p>2 前項第 1 号の指定は、<u>児童福祉法施行規則別表第 1</u>に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県特定都市河川浸水被害対策法施行条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 5 号

宮崎県特定都市河川浸水被害対策法施行条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（雨水貯留浸透施設の標識の設置の基準）

第 3 条 法第 38 条第 3 項に規定する条例で定める雨水貯留浸透施設の標識の設置の基準は、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 64 号。以下「省令」という。）第 27 条に規定する基準とする。

（保全調整池の標識の設置の基準）

第 4 条 法第 45 条第 1 項に規定する条例で定める保全調整池の標識の設置の基準は、省令第 33 条に規定する基準とする。

（貯留機能保全区域の標識の設置の基準）

第 5 条 法第 54 条第 1 項に規定する条例で定める貯留機能保全区域の標識の設置の基準は、省令第 40 条に規定する基準とする。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 6 号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期限付入居) 第8条の2 [略] 2 [略] 3 期限付入居期間は、 <u>16年</u> を超えない範囲内において規則で定める。 4～9 [略]	(期限付入居) 第8条の2 [略] 2 [略] 3 期限付入居期間は、 <u>19年</u> を超えない範囲内において規則で定める。 4～9 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第8条の2第2項の期限付一般県営住宅に入居し、施行日において同項の期限付入居期間が満了していない者の当該期限付入居期間については、この条例による改正後の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第8条の2第3項の規定を適用する。

都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第7号

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

都市計画法施行条例（平成15年宮崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(条例で指定する土地の区域) 第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、 <u>政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない規則</u> で定める大規模な既存の集落の区域のうち、市町村長の申出に基づき、法第78条の規定により置かれる宮崎県開発審査会の議を経て知事が指定する区域とする。 2～5 [略]	(条例で指定する土地の区域) 第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、 <u>原則として、政令第29条の9各号に掲げる土地の区域を含まない規則</u> で定める大規模な既存の集落の区域のうち、市町村長の申出に基づき、法第78条の規定により置かれる宮崎県開発審査会の議を経て知事が指定する区域とする。 2～5 [略]
(条例で定める予定建築物等の用途) 第4条 法第34条第11号に規定する条例で定める予定建築物等の用途は、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第1号に掲げる住宅（一戸建てのものに限る。）で他人に譲渡し、又は使用させることを目的とし <u>ない自己の居住の用に供するもの</u> 以外の用途とする。	(条例で定める予定建築物等の用途) 第4条 法第34条第11号に規定する条例で定める予定建築物等の用途は、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第1号に掲げる住宅及び同項第2号に掲げる兼用住宅（いずれも一戸建てのものに限る。）で他人に譲渡し、又は使用させることを目的とし <u>ないもの</u> 以外の用途とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県高等学校等教育改革促進基金条例をここに公布する。

令和8年3月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第8号

宮崎県高等学校等教育改革促進基金条例

(設置)

第1条 県立高等学校等（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）における教育改革を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事と教育委員会が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。